第 2 号

阿寒摩周国立公園・弟子屈町

川湯温泉街まちづくりかわらばん

～「湯の川がつむぐカルデラの森の温泉街」の実現に向けて～

発行：2024 年 7 月　川湯温泉街まちづくりマスタープラン推進協議会

川湯温泉街景観ガイドライン策定（ルールづくり）に向けた検討状況の説明会を行っています。

弟子屈町では、川湯温泉街の再整備に関する基本的な方針として、「川湯温泉街まちづくりマスタープラン」を 2023 年 10 月に策定し、このマスタープランの推進のため、同年 12 月に「推進協議会」を設立。専門家による「オープンデザイン会議」、町民による「ワーキンググループ会議」を開催して、「川湯温泉街景観ガイドライン」策定に向けた検討を行っています。

景観ガイドラインの目的

この景観ガイドラインは、川湯温泉街が持続的に維持・発展し、温泉街全体の長期的な利益や、住民の皆さんの豊かな暮らしに繋がるような地域づくりを行うための指標となるものとして策定しています。

景観ガイドラインの構成

景観ガイドライン

①法令・条例による規制
- 建築物工作物（高さ、セットバック、屋根形状、屋根・壁面色彩等）
- 緑化
- 付帯施設（駐車場、垣柵、自販機等）
- 屋外広告物（面積、色彩、光源等）　等

環境省『阿寒摩周国立公園川湯地域管理計画書』『基準の特例』、及び弟子屈町『景観計画』へ今年度～来年度を目途に反映

＋

②ローカルルール
- ゾーン別照明計画
- 道路空間利用や駐車場のルール
- 店舗前の統一装飾　等

今後、地域の皆様と共に具体的内容を検討

説明会の様子

ウラ面の「景観ガイドライン検討状況概要」を元に法令・条例による規制についてご説明し、参加者からご意見をいただいています。

〇説明会の開催実績
- 6/3(月)：川湯温泉旅館組合
- 6/12(水)：阿寒摩周国立公園川湯地域運営協会
- 6/19(水)：川湯敷島自治会
- 6/26(水)：第 4 回ワーキンググループ会議

〇今後の予定
- 7/2(火)：川湯温泉料飲店組合
- 7/8(月)：川湯駅前自治会
- 7/26(金)：川湯マスタープラン推進協議会

第5回の町民ワークショップを開催します。ぜひご参加ください！

□日　時：7月23日（火）13時30分～
□場　所：川湯ふるさと館
※参加を希望される方は、問い合わせまでお申し込みください。

お問い合わせ先
弟子屈町観光商工課 観光振興係
〒088-3292　弟子屈町中央2丁目3番1号
TEL：015-482-2940
FAX：015-482-5669

川湯温泉街まちづくりマスタープランに関する各種資料や推進状況をお知りになりたい方は、弟子屈町役場公式ホームページもご覧ください。

景観ガイドライン（法令・条例による規制）の検討状況・概要

＜景観ガイドライン対象エリアについて＞

＜代表的な景観ルールとルールを反映したイメージパース＞

①建物高さ規制の変更

・ エリア内の建物高さを 13m 以内に規制

建物高さを木よりも低く抑えることで、自然との一体感をつくり出す

＜重点エリアＡ＞

【道道沿いの高さ制限イメージ図】

・道路境界から 6m まで高さ 10m（2 階建て）以下のみ可

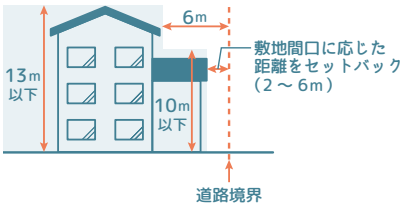

＜重点エリアＢ＞

【温泉川沿いの高さ制限イメージ図】

・河川境界から 6m まで高さ 4.5m（平屋）以下のみ可

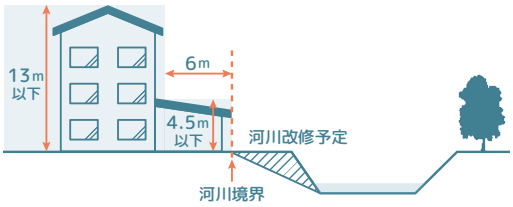

②セットバック＋植樹

・ 敷地間口に応じたセットバック及び植樹を行う

自然と賑わいが一体となった街並みをつくり出す

接道間口別　セットバック	
間口開口	セットバック (m)
①15m以下	2.00
②15mより大きく 40m以下	4.00
③40mより大きい	6.00

③壁面色

・ 茶色系、ベージュ系とする。

自然と融合した、落ち着きと統一感のある街並みをつくり出す

④屋外広告物

・ 色：茶色、黒色、白色又は自然素材の素材色とする。
（地色以外の色数、彩度も規制あり）
・ 面積：5m^2 以下
（1 敷地内合計 10m^2 以下）
・ 光源：電球色かつ外照式とする。
・ 屋上広告、のぼり旗は禁止
・ 立て看板は 1 店舗 1 基までとする。

自然環境を阻害しない、落ち着きのある看板計画とする

⑤屋根形状・色

・ 勾配のある屋根とする。
・ 陸屋根、片流れ屋根は公共空間側に傾斜パラペット（飾屋根）を設けることで可とする。
・ 屋根色は焦げ茶色、赤錆色とする。

屋根形状と色彩と限定することで、統一感のあるスカイライン（空の見せ方）をつくり出す

⑥照明（外灯）

・ 必要最小限の明るさとし、覆いを付ける又は下向きとするなど、漏れ光を抑制する。
・ 電球色とする。
・ 建築物のライトアップを目的としない。

統一感のある夜の街並みをつくり出すと共に、星空に配慮した照明設置ルールとする